

奈良県訓令第十四号

会計局

会計局事務決裁規程（昭和三十六年三月訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、
平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第六条第一項中「会計課長」を「課長」に改め、同条第二項中「会計課長が」を「課長が」に、「会計課長補佐」を「課長補佐」に改める。